

《論文》

ウガンダの土地政策の変遷と農村社会における 土地権利の重層性

— ガンダ社会における借地権チバンジャに着目して —

中澤 芽衣*

Land Policy Reforms and Complexity of Land Rights in Rural Society in Uganda:

Focusing on *Kibanja* as Tenant Right in Ganda Society

Mei NAKAZAWA

要旨

ウガンダでは1998年に新土地法が制定され、個人の土地所有権が強化された。個人の土地所有権の強化は外部者による土地の私有化を進行させ、農村居住者が利用できる土地を制約する危険性が懸念されている。本稿では、ウガンダの土地政策の変遷を記述し、現代ウガンダ農村に暮らす人びとが直面する土地問題を明らかにする。ガンダ社会には、チバンジャ (*kibanja*) と呼ばれる土地区画そのものと借地権を示す言葉が存在する。農家は少額を地主に支払うことで、チバンジャを取得し、農業を営んでいる。個人の土地所有権の強化は、富裕層による農村の大規模な土地の私有化を引き起こしている。土地の経済的価値は高騰し、チバンジャの取引価格が上昇している。農村では、チバンジャを取得できない世帯が出現している。彼らは高額な転借地代を支払い、農業を営んでいる。土地の経済的価値が高騰するウガンダ農村では、土地をもつことができない世帯の増加と世帯間格差の拡大が懸念される。

キーワード

ウガンダ、土地政策、土地の狭小化、世帯間格差、チバンジャ (*kibanja*)

1. はじめに

世界的な食料価格の高騰や代替エネルギーの導入・拡大などをうけて、発展途上国の農業部門では、大規模な土地の取得や投資といった新しい動きがみられる。とくにサブサハラアフリカ（以下、アフリ

*高崎経済大学地域政策学部 (Takasaki City University of Economics) meinaka@tcue.ac.jp

カ)では、多国籍企業による大規模な農場、牧場の造成、都市居住者や富裕層による農村内の土地購入といった土地をめぐる問題が表面化している (Mabikke 2011; 大山 2011; 武内 2015; 池野 2017)。アフリカ諸国における土地問題の背景には、1990年代以降に進行した土地関連法の整備がある (池野 2017; 大山 2017)。

20世紀後半から急速にすすむ人口増加により、アフリカは土地豊富社会から土地稀少社会の構造的転換期にあり、従来の土地をめぐる社会関係が大きく変容しつつある (佐川 2015: 170)。国内の人口が急激に増加するなか、多国籍企業や富裕層による大規模な土地購入といった動きもあいまって、土地の経済的価値は上昇している。アフリカ農村では土地不足や土地の囲い込みは深刻な問題で、土地をめぐる争いが発生するリスクが高まっている (Boone 2014: 1)。農村における大規模な土地の取引によって、農家が利用できる土地に制約を受ける恐れが懸念されている。ザンビアのベンバ農村では、外部者による実質的な土地の私有化の動きによって、村びとは土地利用の制限を受け、生活レベルが低下している (大山 2011)。

ウガンダも、他のアフリカ諸国と同じく、1990年代以降に土地法を改定した国のひとつである。1986年以降、長期にわたって政権を掌握するヨウェリ・ムセベニ (Yoweri Museveni) 大統領は、1998年に新土地法 (The Land Act 1998) を制定した。新しく制定された土地法では、それまでの土地法と比べて、個人のもつ土地所有権が強化され、土地の私有化が認められている。土地の登記を推し進めることには、個人または集団の土地所有を強化する狙いがある。しかし、登記に必要な諸費用が高く、農村部に暮らす人びとが土地権利の取得手続きをすすめることは難しい (Mabikke 2011)。

ウガンダでは農村居住者の割合は2015年時点で84%と高く、彼らの多くは農業で生計を立てている (World Bank 2018)。国民の圧倒的多数にとって、土地は生産手段であり、資産であり、生存の糧となる極めて重要な財である (武内 2017: 5)。個人または集団の土地所有を強化するという国家の土地政策の転換が、農村居住者の暮らしにどのような影響を及ぼしているのかを明らかにすることは重要な課題である。

筆者は、ウガンダ南部の都市近郊農村で、のべ19ヶ月の現地調査を継続している。調査を通して、20世紀前半には、調査地付近が人口希薄地域であったことが明らかとなった。しかし、2016年時点、村内の7割を超える土地には土地権利が付与されており、8人がそれらの土地権利を所有している。彼らのうち7人は都市部に居住する富裕層である。本稿では、イギリス保護領期以前から現代までのウガンダにおける土地政策の変遷を概観した後、ウガンダ南部の都市近郊農村における土地権利所有者の変遷と土地の利用について記述する。とくにイギリス保護領期以前からの土地政策が、現在のウガンダの土地政策に影響を及ぼしている点に着目する。土地の経済的価値が高まることで引き起こされる問題と、農村居住者の生活実態を明らかにすることを目的とする。

2. ウガンダにおける土地政策の変遷

2.1 イギリス保護領期以前 (~1894年)のウガンダ

ウガンダでは、北部から東部にかけてナイロート系民族が、中部から西部にかけてバントゥ系民族が居住域としている。バントゥ系民族の多くは、イギリス保護領期以前に王国を形成しており、ガンダ王国¹⁾

1) ガンダ語では、王国はブガンダ (Buganda) と呼ばれており、英語論文において Buganda や Kingdom of Bungada

やアンコーレ王国、ニョロ王国、トロ王国が存在していた。王国内では王が最高権威であり、それぞれの社会・政治体制をつくりあげてきた。調査地はかつてのガンダ王国内に位置するため、本稿ではガンダ王国に焦点を当て、イギリス保護領期以前から独立までの土地政策の変遷について説明していく。

口頭伝承によると、7～12世紀の間、ウガンダの南部とケニアの西部、コンゴ東部、タンザニア北部、ルワンダやブルンジなど近隣諸国を含む領地を有し、巨大な力をもつブニョロ＝キタラ王国が存在した（梅屋 2012; ARKBK n.d.）。この王国は王を中心とした中央集権体制を整え、軍隊も編成していた（Atieno-Odhiambo et al. 1977）。この王国の勢力は次第に衰え崩壊し、14世紀ごろからニョロ王国やトロ王国、アンコーレ王国、ガンダ王国がつぎつぎと建国される。14～15世紀のガンダ王国では、王国の領土は狭く、王（*kabaka*）の権力は限られていた。17～18世紀頃から、ガンダ王国は領土の拡大に着手し、近隣王国と境界線をめぐる熾烈な争いを繰り返した。近隣王国からの外圧に拮抗していくうちに、王を頂点とする中央集権体制が整いはじめ、軍隊を編成するようになった（Reid 2002: 3; 梅屋 2012）。19世紀頃には、ガンダ王国は周辺王国のなかで最大勢力となった。

ガンダ王国は近隣王国との戦いに勝利し、新たな領土を獲得した。ガンダ王は領土争いで手柄を立てた戦士に対して、報酬として首長の称号を与えた。ガンダ王は従属する戦士を、行政を司る首長（以下、行政首長）に任命し、統治機構に取り込むことで、その地位をより強固なものとしていった（吉田 1978: 16）。行政首長が授かった領地には、古くから農家が家屋や畑を造成し、先住していた。先住の農家たちは家屋や畑を含んだ生活に必要な土地をチバンジャ（*kibanja*, pl. *bibanja*）と呼び、彼らは行政首長に対して労働力や年貢を納めさえすれば、チバンジャでの耕作権が与えられた。また、ガンダ王は行政首長だけでなく、司祭や鍛冶職人、料理人といった称号をもつ人びとに対しても獲得した領土を与えた。本稿では、ガンダ王から土地を与えられた人びと（行政首長や司祭、鍛冶職人、料理人など）について、まとめて説明する際には特権階級という言葉を使用する。

2.2 イギリス保護領期（1894～1962年）のガンダ王国における土地政策

地理的に重要なナイル川の源流の確保²⁾、キリスト教の布教という目的のもと、ウガンダではイギリスによる保護領化政策が推し進められた（Mutibwa 2016: 2）。1894年8月、イギリス政府はガンダ王国の保護領化を宣言し、ガンダ王国に軍隊の派遣を要請した。その後、ニョロやトロ、アンコーレの各王国はイギリス政府の統治下に組み込まれた。その際、王国に現存する王を頂点とした行政組織³⁾を利用しながら、イギリス保護領政府は統治を開始した。ウガンダの東部と北部のように王国が存在しない地域には、イギリス保護領政府は新たに首長制を導入し、ガンダ王国の行政組織を手本に、各地で間接統治をすすめた。

1900年、イギリス保護領政府はガンダ王国とウガンダ協定（The Uganda Agreement）を締結した（West 1972: 15）。ウガンダ協定ではガンダ王国内の土地を2種類に分類し、イギリス保護領政府が管轄する土地を王領地（Crown land）、ガンダ王国の土地をマイロランド（*Mailo land*）と決定した。当時、

と記されている。ブ（Bu-）は接頭辞で「王国」を意味しておりブガンダ（Buganda）は「ガンダの王国」と訳すことができる。そのため、本稿ではガンダ王国という表現を使用する。

2) イギリスは1882年にエジプトを植民地として統治しはじめ、綿栽培に着手した。ナイル川の源流が堰き止められると、エジプト国内における綿栽培に支障をきたすため、イギリス政府はウガンダを保護領に取り込む計画を立てた。

3) イギリス保護領政府は、王がトップとして君臨し続けることを認め、ルキコ（*lukiiko*）と呼ばれる立法府を設置した（吉田 1978: 90）。その下に、首相（*katikkiro*）、行政単位である郡（*ssaza*）、小郡（*gombolola*）、区（*miruka*）の首長たちが存在する階層社会であった。

1平方マイル（256.0ヘクタール）を単位として土地を測定していたため、マイルという言葉がなまり、マイロランドと呼ばれるようになった（吉田 1978: 91）。ガンダ王国の総面積は1万9,600平方マイルで、そのうち9,000平方マイルが王領地と指定され、主に未開墾地や荒地であった（Rugadya 1999; Green 2006）。イギリス保護領政府は、ガンダ王国の行政組織に対して、王領地のなかでも開発する価値が低い未開墾地や荒地の管理を任せた。

イギリス保護領政府は、王族や特権階級が以前から保有していた領地をマイロランドとして指定した。8,958平方マイルの肥沃な地域がマイロランドに指定され、王族や特権階級にマイロランドが分配された⁴⁾。その後、マイロ・システムと呼ばれる個人による土地の私的所有制度が導入された。イギリス保護領政府は特権階級に8,000平方マイルの土地を割り当てる決定を下し、土地所有希望者を募った（平田 1999: 73）。当時、イギリス保護領政府は土地所有希望者を1,000人と想定しており、それぞれに対して8平方マイルずつ（合計8,000平方マイル）の土地を分け与える予定だった。土地所有希望者の数は想定を大幅に越え、実際のところ3,650人が土地所有を希望した（West 1972: 18-19）。ルキコによってマイロランドは分割されたが、実際にそれぞれの特権階級が受け取った土地の面積には、1～12平方マイルとばらつきがあり、不満が噴出した（Green 2006）。1908年に土地法（The Land Law of 1908）が制定され、マイロランドを分配された個人（以下、地主）には、土地を永続的に所有できる権利が付与された。1908年以降、マイロランドを取得すれば、人びとは永続的に土地を所有できるようになった。

2.3 イギリス保護領期における農家の暮らし

イギリス保護領政府の土地政策によって、ガンダ王国では特権階級による土地の私有化が進められた。しかし、マイロランドに指定される以前から暮らす農家と新たな地主との間で混乱が生じた。1908年の土地法では、マイロランドに暮らす先住の農家に関して言及されておらず、彼らは法的に守られた存在ではなかった。その結果、ガンダ王国の各地で、地主が先住の農家に対して高額な地代の支払いを要求したり、一方的に土地から追い出したりする問題が起こった（Mukwaya 1953）。

マイロランドにおける地主と農家の土地争議を解決するために、1928年に地主と農家の関係性を定めたブスル・エンブジョ法（The *Busuulu and Envujjo* Law）が制定された。ブスル（*busuulu*）とは、農家が地主に対して支払う代金であり、住人は1世帯あたり10シリングを支払う。エンブジョ（*envujjo*）とは、農家がコーヒーや綿などの換金作物を栽培する際に課される現金の支払いであり、1～3エーカーの土地に対して4シリング⁵⁾を支払わなければならない（Fortt 1973: 70）。1928年のブスル・エンブジョ法が制定されたことで、マイロランド内に暮らす先住の農家は法的に認められた存在となった。イギリス保護領期以前、特権階級の領内で暮らしていた農家は、家屋の建築や畑の造成などの生活に必要な土地区画をチバンジャと呼んでいたが、イギリス保護領期以降、チバンジャという言葉に使用権や用益権⁶⁾、借地権の意味が含まれるようになった。

地主に対して少額の現金を支払うことで、農家は地主の土地を使用することができるようになった。

4) 1,642平方マイルの土地は王領地やマイロランドに指定されず、森林保護区に指定されたり、キリスト教団体に分配されたりした。

5) 独立以前はシリング、独立後はウガンダ・シリングと表記する。

6) Maxwell (1994) は、ブスル・エンブジョ法の制定によって、地主が借地人に対して長期間にわたる使用権（use right）を販売していたと報告し、その使用権をチバンジャと説明している。また、Deininger and Castagnini (2006) は、チバンジャについてマイロランド内のみに存在する土地用益権（usufruct right）と説明している。

本稿では、チバンジャを土地区画そのものと借地権 (tenant right) の両者の意味で使用する。地主に少額の現金をおさめることで、チバンジャを取得した農家 (チバンジャ・ホルダー) はチバンジャ内で農業を営み、生存基盤を確保できた。法律で税体系が規定されたことで、農家は地主からの一方的な追い出しに抵抗できるようになった。

2.4 独立 (1962年) 以後の土地政策と1998年の新土地法の制定

ウガンダは1962年10月9日に独立し、かつての王領地はイギリス王室との関係を断ち切るため、公有地 (Public land) に変更された。1967年にはミルトン・オボテ (Milton Obote) 大統領がウガンダ国内すべての王制と首長制を廃止し、ガンダ王国は政治的権力を失った。しかし、マイロランドは旧ガンダ王国の領内に存在し続けた。1971年に大統領に就任したイディ・アミン (Idi Amin) は土地改革法令 (The 1975 Land Reform Decree) を施行した。土地改革法令では、すべての土地は国家に帰属するものと明記された。このときマイロランドにおける地主のもつ土地所有権 (以下、マイロ所有権) は、すべて最長99年間の土地リース権に変更された (Rugadya 1999; Lastarria-Cornhiel 2003; Okuku 2006)。借地権であるチバンジャはマイロランドに付随していたため、マイロランドの消滅にもなって廃止された。その後、1998年に土地法が改定されるまでの23年間、1975年の土地改革法令の規定に沿って、土地の取引がおこなわれた。

1986年に現大統領のムセベニが政権を樹立した。1962～1985年の23年間、ウガンダではクーデターによる政権の掌握、アミン政権による独裁、外国人排斥運動によって政治的混乱状況に陥っていた。このような状況に終止符をうつため、ムセベニ政権は民主主義の再生と法による支配、経済の成長を促すために憲法改正に取り組んだ (Moehler 2006)。障がいや性別に基づいた差別の禁止、配偶者が相続で財産を正当に受け取る権利の保護など、慣習や歴史によって生み出された不均衡の是正を目的として、憲法改正案が1995年に国会に提出され、承認された (Keller 1996; UN-HABITAT 2007)。新憲法第237条ではウガンダすべての土地は国民に帰属すると明記され、ウガンダ政府は国民に対して永続的な土地所有権を付与することを認めた。ムセベニ大統領はイディ・アミン前政権の土地政策を覆し、新憲法では国民による土地の私有化を認めた。

1995年の憲法をもとに改定された1998年土地法第2条では、慣習法に基づく土地権利⁷⁾ (Customary tenure)、マイロ所有権 (Mailo land tenure)、土地リース権 (Leasehold tenure)、自由土地所有権 (Freehold tenure) といった4種類の土地権利を認めている (表1)。慣習法に基づく土地権利は、慣習法の規定に沿って土地の使用について定められている権利を指す。この権利は、主に北部や東部、南部のようにイギリス保護領期に諸王国が存在せず、首長制が導入された地域にみられる。この場合、土地の使用期間や所有者については、その地域の慣習法によって異なる。

マイロ所有権は1975年の土地改革法令で廃止されたが、1998年の土地法で再び認められた土地権利である。マイロ所有権を取得できる地域は限られ、1900年のウガンダ協定のときに指定された8,958平方マイルの土地内では、マイロ所有権の取得は認められていない。マイロ所有権には期間が定められておらず、個人が永続的に土地権利を所有し続けることができ、自由に販売もできる。

マイロ所有権や自由土地所有権を取得した人びとが土地の一部を貸与することで、個人や企業は土地リース権を取得できる。1998年の土地法では、外国籍企業やウガンダ国籍をもたない人びとによる自由土地所有権の取得は認められておらず、彼らは土地リース権のみを取得できる。期間は49年もしく

7) Amone and Lakwo (2014) は、慣習法に基づく土地権利は国土の半分以上を占めていると報告している。

表 1 1998年に制定された土地権利の種類と特徴と伝統的権威

	慣習法にもとづく 土地権利 (Customary tenure)	マイロ所有権 (Mailo land tenure)	土地リース権 (Leasehold tenure)	自由土地所有権 (Freehold tenure)
期間	各地域の慣習法 にもとづく	永続	最長 99 年間	永続
土地権利の所有者	個人、家族 地域コミュニティ*	個人	個人、企業	個人
外国企業の 土地権利購入	不可	不可	可能	不可
土地権利種別ごとの 居住人数の割合**	68.6%	9.2%	3.6%	18.6%
自由土地所有権 への切り替え	可能	可能	可能 (ウガンダ国民に 限る)	—
土地権利の売買	不可	可能	可能	可能
土地権利の付与者	伝統的権威者 (Traditional Authority)	土地登記課*** (Department of Land Registration)	土地登記課 (Department of Land Registration)	土地登記課 (Department of Land Registration)

* ウガンダ北部で調査する川口 (2015) は、アチョリ社会の土地は首長や親族集団によって保有されていると報告している。

** Ministry of Lands, Housing and Urban Development (2010) より筆者作成。

*** 土地・住宅・都市開発省 (Ministry of Lands, Housing and Urban Development) にある土地登記課が土地権利証明書 (Title deeds) を発行している。

(出所) 筆者作成。

は 99 年で、土地の使用期間は定められているが、更新することもできる。ウガンダの国籍をもつ個人であれば、土地リース権から自由土地所有権へ切り替えることができる。自由土地所有権は、永年にわたる土地の所有を認めるものである。ウガンダ国籍をもつ個人のみが自由土地所有権を取得できる。

1998 年土地法の第 29 条では、土地権利を所有する人びとから承認を得ていれば、その土地内で暮らす人びとは「法的に認められた占有者 (Lawful occupant)」として認められており、チバンジャ・ホルダーはそれに該当する (Asiimwe and Nolan 2001; Wabineno-Oryema 2014; Tumwebaze 2016)。また、1998 年以前に、土地権利所有者が不在もしくは不明な土地に 12 年以上暮らす住人は、新土地法では「正真正銘の占有者 (bona fide occupant)」として認められている (Okuku 2006)。一方的に土地からの追い出しを受けたときには、彼らは土地権利を主張し、抵抗することができる。

3. 調査地概要

本稿の調査地はルウェンゴ県 K 村で、首都カンパラから西方へ約 200km 離れている (図 1)。K 村は西隣に位置するリヤントンデ県の町から約 5km の距離に位置し、K 村の住人は農産物の販売や買い

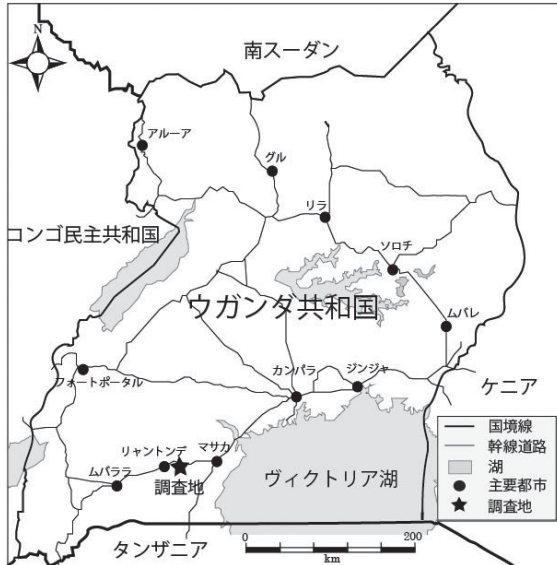


図1 調査地の位置

物のためにリヤントンデの町を訪れる。K村の標高は約1,250mで、1年の間に乾季 (*ekyanda*) と雨季 (*enjura*) が2回ずつ存在する⁸⁾。

2016年9月時点、合計64世帯⁹⁾がK村に暮らし、41世帯は男性と女性、その子供たちで構成されている。16世帯については女性が世帯主で、残りの7世帯は独身男性である。64世帯の世帯主と配偶者の民族構成 (合計103人)¹⁰⁾はガンダ27.2% (28人)、アンコーレ57.3% (59人)、チガ9.7% (10人)、ルワンダ3.8% (4人)、トロ1.0% (1人)、フンビラ1.0% (1人)である。そのうち、ガンダとアンコーレが87人 (84.5%) と大半を占める。この2つの民族が高い割合を占める理由として、この地域がかつてのガンダ王国とアンコーレ王国の境界線に位置していることが関係する。また、ガンダやアンコー

レだけでなく、異なる民族が暮らしている。K村は多民族で構成されている。

都市近郊に位置するK村では人口の移動が激しく、移住希望者が多い一方で離村者も多い。64世帯のうち54世帯 (84.4%) は前住地の村や町を離れ、K村へ移入してきた経験をもつ。移住者の受け入れは、村長 (LC1: Local Council 1)¹¹⁾に委ねられている。K村に移入を希望する人は、村内に知り合いがいなければ村長に相談する。村長は移住希望者に、以前暮らしていた居住地の村長の公印が押された身分証明書を持っているかを聞き、移住希望者の素性を知ろうとする。身分証明書をもっていなければ、村長は移入を拒否することもある。村長は村内の行政に関してすべてを任されており、彼の権限は大きい。

4. 保護領期以降のマイロランドと王領地における所有者の変遷

先述したように、イギリス保護領期のガンダ王国には、ガンダ王国の管理下に置かれた「マイロランド」と、イギリス保護領政府の管理下に置かれた「王領地」の2種類の土地が存在していた。イギリス保護領期、K村でも同様に、マイロランドと王領地それぞれが存在していた。

2016年時点、K村ではウガンダ政府による土地の登記を済ませ、土地権利証明書の発行を受けている人物は8人のみである。彼らは都市部に居住する富裕層である。そのうちマイロランド内で土地権利

8) 乾季は1月初旬～2月中旬と6月初旬～8月下旬であり、雨季は2月下旬～5月下旬と9月初旬～12月下旬となっている。

9) 本稿では、台所と家屋を共有している人びとをひとつの世帯と定義する。多くの世帯は、男性と女性、その子供たちの核家族で構成されている。

10) 夫婦間でのめごとで、2人の女性が両親のいる村に戻っていたため、この2人については聞き取りを実施できなかった。

11) ウガンダはアフリカの中でも地方分権化がもっとも進んでいる国とされ、地方評議会制度 (Local Council) が地方分権化の軸となっている。県 (district)、郡 (county)、小郡 (sub-county)、地区 (parish)、村 (village) の5つの階層に分けられ、各階層にはそれぞれ執行権者が存在し、選挙によって選ばれる。

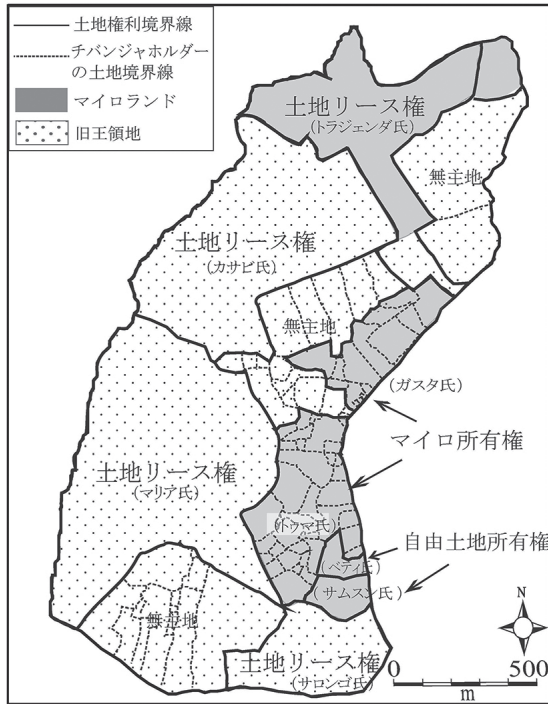


図2 K村における土地権利の形態とその境界線 (2016年時点)

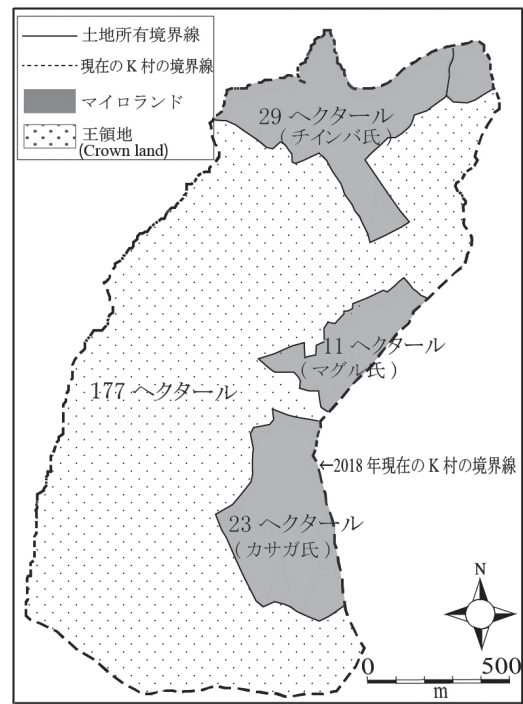


図3 イギリス保護領期におけるK村の土地区分 (1930年代)

を取得しているのは5人で、その内訳はマイロ所有権が2人（トウマ氏¹²⁾、ガスタ氏）、土地リース権が1人（トラジェンダ氏）、自由土地所有権が2人（サムスン氏、ベティ氏）である。イギリス保護領期の王領地で土地権利を取得したのは3人（カサビ氏、サロンゴ氏、マリア氏）で、現在の土地権利はすべて土地リース権である（図2）。本章では、聞き取り調査とGPS（Garmin社 eTrex20）による土地面積の実測で得たデータを使用し、K村におけるマイロランドと王領地における土地権利取得の変遷を明らかにする。

4.1 K村におけるマイロランド所有者と権利の変遷

イギリス保護領期、K村には177ヘクタールの王領地と63ヘクタールのマイロランドが存在した。63ヘクタールのマイロランドは3区画に分割され、それぞれに所有者が存在した。1人はトウマ氏の祖父カサガ氏である。カサガ氏はかつて軍人であり、ガンダ王国が領土拡大のためにニョロ王国と争っていたときの功績を讃えられ、ガンダ王から報酬として23ヘクタールのマイロランドを授かった。2人目は、この地域の行政を執り仕切っていたガスタ氏の父マグル氏である。マグル氏は行政首長の称号とともに、11ヘクタールのマイロランドを王から与えられた。残りの1人は、イギリス保護領期にカブラ（Kabula）¹³⁾と呼ばれていた地域で、行政首長に任命されたチインバ氏である。彼はK村に29ヘクタールのマイロランドを所有していた（図3）。

カサガ氏とマグル氏が亡くなったあと、それぞれ息子や孫を中心とする父系親族がマイロランドを相

12) 登場する人物の名前はすべて仮名である。

13) イギリス保護領期、ガンダ王国は1つの州（province）として組み込まれ、その内部には20の郡（counties）が存在していた。カブラはそのうちの1つの郡で、現在のリヤントンデ県と同じ範囲である。

続した。1990年代、カサガ氏が所有する23ヘクタールの土地は、孫トゥマ氏に相続された。1998年の土地法制定以後、トゥマ氏のマイロランドに居住していたチバンジャ・ホルダー2人（サムスン氏、ベティ氏）が、トゥマ氏に対して自由土地所有権の取得を申し出た。トゥマ氏はこの2人のチバンジャ・ホルダーから現金を受け取り、自由土地所有権への切り替えを許可した。合計4.7ヘクタールのマイロランドが売却され、2016年時点、トゥマ氏は18.3ヘクタールのマイロランドでマイロ所有権を所有している。マグル氏の死後、マグル氏のマイロランドは息子ガスタ氏に相続された。ガスタ氏はマイロランドの一部を販売することなく、11ヘクタールのマイロランドを所有し続けている。

行政首長だったチインバ氏は、娘にマイロランドの土地権利を相続で譲渡した。1970年代前半に、娘はすべてのマイロランドをトラジェンダ氏に販売した。トラジェンダ氏はリヤントンデ県（当時ラカイ県）の町でスーパーマーケットを経営し、資産家であった。彼は土地の経済的価値の上昇を見込んで、チインバ氏の娘にマイロ所有権の販売の話をもちかけた。その後、マイロランドだけでなく、トラジェンダ氏は当時のK村の村長から公有地（旧王領地）の使用許可も得た。イディ・アミン政権時、公有地とマイロランドを含めて土地リース権を取得し、2016年時点もトラジェンダ氏の妻が土地リース権を所有し続けている。

イギリス保護領期には、K村内にマイロランド3区画が存在し、3人がマイロ所有権を所有していた。2区画については、父系親族を中心とした息子や孫がマイロ所有権を相続したが、残りの1区画は土地権利の取得を希望した資産家に売却され、イディ・アミン政権時に公有地を含めて土地リース権に切り替えられた。

4.2 王領地への農家の移入と土地リース権の取得

2016年9月時点、K村内で土地リース権が付与されている土地は、134.5ヘクタールと広大である。その広大な土地には、3人が土地リース権を所有している。本節では、イギリス保護領期から2016年時点までの間、どのように土地リース権が取得されてきたのかについてみていく。

イギリス保護領期、現在のK村の領域内には177ヘクタールの王領地が存在していた。1940年代からK村に暮らす男性は、王領地には草木が生い茂り、ライオンが生息していたため、人びとが好んで住むような場所ではなかったと話す。1950年代後半に、タグウェラ氏と呼ばれる男性がルワンダから100頭を超えるウシを引き連れ、K村を訪れた。タグウェラ氏のことをよく知る男性は、国境を越えてウガンダに移住してきた経緯について「ルワンダでは、争いが起こっていた」と説明する¹⁴⁾。タグウェラ氏はK村で放牧地を取得することを希望し、行政首長のマグル氏と面会した。タグウェラ氏はルワンダを離れて、ウガンダ国内に移住してきた経緯を説明し、マグル氏にK村への移住とウシの放牧地の許可を願い出た。マグル氏はK村周辺の王領地の管理を任されていたため、面会后、タグウェラ氏に対して103ヘクタールの王領地の使用を許可した。王領地はイギリス保護領政府下に置かれていたが、行政首長マグル氏が実質的にこの地域の行政を担っており、マグル氏の裁量で未利用地の王領地について使用を許可することができた。しかし、その許可は口約束であり、法的に守られた土地権利が付与されていたわけではなかった。

マグル氏から王領地の使用許可がおりた後、タグウェラ氏は103ヘクタールの王領地内で暮らしはじめ、ウシを放牧しながら生活していた。ウガンダ独立以後も、タグウェラ氏は103ヘクタールの公

14) 1959～1961年にかけて、ルワンダでは独立にむけた政党間の権力争いが勃発し、トゥチとフトゥの民族集団間の暴力により、トゥチを中心とする大量の難民がウガンダを含む周辺国へ流出していた（武内2004）。

有地に暮らし続けていた。1975年に土地改革法令が制定されたのち、タグウェラ氏は土地リース権の取得を望んだ。しかし、土地リース権の取得手続きに必要な資金を捻出する必要があり、首都カンパラで弁護士として働くカサビ氏に対して103ヘクタールのうち44ヘクタールの土地を売却した。その後、残った59ヘクタールの公有地に対して土地リース権を取得した。

タグウェラ氏は1990年代前半にルワンダへ帰還した。その際、K村に居住する親族に土地の管理を任せたが、その親族は1998年に59ヘクタールの土地リース権を男性アイザック氏に売却し、K村を去った。アイザック氏はカンパラでスーパーマーケットを経営しており、K村を訪れることのないまま、2010年にカンパラで暮らす資産家マリア氏に土地リース権を転売した。イギリス保護領期にタグウェラ氏が取得した広大な103ヘクタールの土地は、2016年の時点で、カンパラで弁護士として働くカサビ氏（44ヘクタール）と資産家のマリア氏（59ヘクタール）によって所有されている。

サロンゴ氏は1940年代にK村に暮らす友人を頼って、隣村へ移入した。サロンゴ氏は、タグウェラ氏と同様に、マグル氏に放牧地の取得を申し出た。K村と隣村の王領地（合計77ヘクタール）の使用が許可され、サロンゴ氏は1975年の土地改革法令制定後、すぐに土地リース権の取得手続きを実施した。2016年時点、サロンゴ氏は隣村を含めて、合計77ヘクタールの土地で土地リース権を所有している。

4.3 土地政策の変遷を反映する土地権利形態

1998年の新土地法の施行以降、K村内にはマイロ所有権と土地リース権、自由土地所有権が並存している。マイロ所有権はウガンダ国内において、イギリス保護領期に認められた8,958平方マイルの土地で取得できる権利であり、かつての王領地ではマイロ所有権を取得することはできない。K村でのマイロ権所有者はイギリス保護領期の特権階級の子孫であり、マイロ所有権とその権利が付与された土地（マイロランド）を所有している。マイロランドで暮らしていたチバンジャ・ホルダーが1998年の新土地法制定後に、特権階級の子孫から許可を得て、自由土地所有権へ切り替えていた。

マイロランドと旧王領地において、土地リース権を所有する4人すべてがアミン政権期に土地権利を取得していた。新土地法ではウガンダ国内の土地は国民に属していると定められ、土地リース権から自由土地所有権に切り替えることは可能である。2016年時点で、4人全員が自由土地所有権に切り替えてはいない。

土地権利の所有者8人すべてはK村内に居住しておらず、不在地主である。そのうち7人は首都カンパラや町でスーパーマーケットの経営や弁護士、大規模な牧場経営に従事しており、富裕層である。彼らはK村の土地を耕作せず、境界線を引いて豪華な家屋を建設し、市場価値をもつ資産として土地権利を所有している（図4）。K村の土地は8人によって所有されており、3種類の土地権利が混在している。彼らの土地権利形態には、これまでのウガンダにおける土地政策の変遷が強く反映されている。

5. 農家の生存基盤を支える「チバンジャ」

5.1 チバンジャ・ホルダーの暮らし

チバンジャはガンダ社会において、土地区画とその土地区画の借地権を示す言葉である。チバンジャを所有すると、人びとはその土地区画に家屋を自由に建築し、畑を造成できる。畑にはバナナやコーヒー、果樹といった永年生作物の植え付けが可能であり、栽培する農作物の種類に制限はない。毎年少



図4 土地リース権所有者のトラジェンダ氏が建設した邸宅（2017年3月10日撮影）

額の現金を支払えば、チバンジャを所有し続けることができる。チバンジャ・ホルダーは地主から不当な扱いを受けたとしても法的に対抗できる。

2016年時点、K村には2人のマイロ所有権の所有者が存在し、その土地には51人がチバンジャを所有している（図2）。また土地権利が付与されていない土地（以下、無主地）にも、29人がチバンジャ¹⁵⁾を所有している。すなわち、2016年時点、K村には80人のチバンジャ・ホルダーがいる。チバンジャ・ホルダーはチバンジャを父系親族に相続することのほか、地主の許可を得て自由土地所有権に変更することもできる。無主地の場合、チバンジャ・ホルダーは自分の意思で自由土地所有権に変更できる。

隣接する村の居住者がK村内にチバンジャを所有し、農業を営んでいることもある。チバンジャ・ホルダーは、1区画の土地に対して毎年5,000ウガンダ・シリング¹⁶⁾（約150円）を地主に支払う必要がある。K村における地主とは、トゥマ氏、ガスタ氏である。この金額はK村周辺の土地管理をまかされている地方土地委員会によって決められており、土地面積にかかわらず地代は同額である。無主地では、チバンジャ・ホルダーは地代を支払う必要はない。

K村でチバンジャが付与されている土地について、筆者はGPS（Garmin社、eTrex20）を使用して土地面積を計測した。それぞれが所有するチバンジャの土地面積は、最小が0.02ヘクタール、最大が8.4

15) 1998年の土地法で記載されているように、土地権利所有者が不在もしくは不明な土地に12年以上居住する人びとは「正真正銘の占有者」であり、資金があれば自由土地所有権を取得することが認められている。土地法では、マイロランド内に居住する人びとを「法的に認められた占有者」、無主地に居住する人びとを「正真正銘の占有者」と区別して表記されているが、村の人びとは両者を区別することなく、家屋や畑を造成できる権利についてはチバンジャとして認識している。本稿では、無主地に暮らす人びともチバンジャ・ホルダーと呼ぶことにする。

16) 1アメリカドル=101円=3,380ウガンダ・シリング（2016年9月20日時点）。

ヘクタールであった。K村に居住する64世帯のうち39世帯がチバンジャを所有しており、残りの25世帯は親の畑を使用したり、チバンジャ・ホルダーから土地の一部を転借している。土地面積の内訳をみると、6世帯が0.1ヘクタール未満のチバンジャを所有し、15世帯が0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満のチバンジャを所有する。39世帯のうち21世帯は0.5ヘクタール未満の小規模なチバンジャを所有している。5世帯が0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満のチバンジャを所有し、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のチバンジャを所有するのは12世帯である。残り1世帯は8.4ヘクタールと広大なチバンジャを所有している。K村居住者が所有するチバンジャの面積には大きな差が存在している。

5.2 土地区画の細分化とチバンジャの取引価格の高騰

2016年時点、K村にはチバンジャ・ホルダーが自由に新規開墾できる未利用地は存在していない。町から比較的近い距離に位置するK村では、移住を希望する人びとが絶えない。広大なチバンジャを所有する世帯のなかにはチバンジャの一部を販売し、高額な現金を手に入れる人びとがいる。2014年、男性イブラ氏は村長からK村へ移住することが認められた。その際、イブラ氏はK村に居住する女性世帯のローズ氏から0.1ヘクタールのチバンジャを50万ウガンダ・シリングで購入した。イブラ氏はリヤントンデ県の県都を歩きまわって時計やピアスといった服飾品を販売する仕事に従事しており、農作業に従事できなかった。2017年にイブラ氏は、K村に暮らす青年に対して、ローズ氏から購入したチバンジャの一部(0.05ヘクタール)を38万ウガンダ・シリングで販売した。たとえば、チバンジャの面積が0.1ヘクタール以下と小規模であっても、チバンジャの購入を希望する人びとが絶えない。

2017年9月、筆者はチバンジャを所有する世帯に、購入した年代と金額について聞き取り調査を実施したところ、18世帯が2000年代以降にチバンジャを購入していた。小売店やバーが立ち並ぶ村の中心部(以下、トレーディングセンター)では、ビジネスを始めようと、チバンジャの購入を希望する世帯が多く、チバンジャが高額で売買される傾向にある。女性ナチェジュエ氏は、トレーディングセンターにある0.02ヘクタールのチバンジャを40万ウガンダ・シリングで購入した。1ヘクタールあたりの金額は日本円で70万円相当である。2010年以降、K村で1ヘクタールを超えるチバンジャの取引はみられず、0.1ヘクタール以下のチバンジャが高価格で販売されている。K村では0.1ヘクタール以下の小規模なチバンジャであっても、人びとは高額な現金を支払わなければならない。

先述したように、イギリス保護領期、調査地付近は人口希薄地帯であった。100年ちかくが経過した現在、人口は増加し、さらに富裕層による大規模な土地購入が影響して、土地不足が顕著である。土地が豊富に存在し、土地の経済的価値が低ければ、個人は土地取得に興味をもたない。しかし、人口が増加し、1区画のチバンジャが狭小化するなかで、土地を自由に使用できなくなっている。土地に対する経済的価値は上昇し、高値で土地が取引されている。

5.3 農村社会における土地なし世帯の増加

K村ではチバンジャの価格は高額で、新たな移住者のなかにはチバンジャを購入する金銭的な余裕をもたない土地なし世帯がいる。2016年時点、11世帯は親の畑を使用せず、チバンジャ・ホルダーから土地の一部を転借している。彼らは土地なし世帯である。そのうち10世帯は2010年以降にK村に移住していた。土地なし世帯の多くは、チバンジャ・ホルダーからチバンジャの一部を転借し、農作業に従事する。本稿では、彼らのことを転借人とする。たとえば、ハディジャ氏は2007年に男性と離婚し、その後、K村へ移住した。移住当時、チバンジャを購入する経済的な余裕はなく、知り合いのチバン

ジャ・ホルダーから0.2ヘクタールの畑を転借した。しかし、1シーズン¹⁷⁾ごとに支払う代金は5万ウガンダ・シリングと高額で、ハディジャ氏は高額な転借地代の支払いに耐えきれず、2016年にK村を離れた。

チバンジャ・ホルダーが転借地代の金額を一方的に決定できるため、その金額はチバンジャ・ホルダーと転借人との関係性によって変動する。K村では、チバンジャ・ホルダーがマイロ所有権の所有者に対して支払う地代は一律、年間5,000ウガンダ・シリングと低く設定されている一方で、チバンジャ・ホルダーは転借人に対して高額な代金を請求でき、転借地代から利益を得ることができる。

チバンジャ・ホルダーは畑内にバナナだけでなく、コーヒーや果樹などの永年生作物を栽培できる。転借人は同じチバンジャに住んでいるが、チバンジャ・ホルダーからトウモロコシやインゲンマメ、ジャガイモといった1年生作物の栽培しか認められておらず、彼らは食料確保や現金稼得源となるバナナやコーヒーを栽培することができない。チバンジャ・ホルダーは転借地で永年生の作物を栽培することを認めると、転借人の居住権と耕作権の主張につながってしまうことを危惧し、転借人に対して永年生作物の植え付けを厳しく禁止している。

1998年土地法では転借人について記載されておらず、転借人は法的に守られた存在ではない。貸し手の事情により、突然、一方的にチバンジャの借用を打ち切られたとしても、彼らは法的に訴える手段をもたない。チバンジャ・ホルダーと比較すると、転借人に対しては高額な転借地代の請求や作付けできる作物の制限、一方的な土地からの追い出しなどの厳しい条件が存在する。転借人のなかには、農産物の販売で稼いだ現金をたくわえ、将来チバンジャを購入しようとする者がいるが、高額な転借地代の支払いが大きな弊害となっている。そのため、高額な転借地代の支払いに耐えきれず、村を離れる転借人が多く、都市近郊のK村では移住者や離村者の入れ替わりが激しい。

6. 考察

6.1 国家の土地政策と農村社会における土地権利

19世紀後半、イギリス保護領政府はウガンダを保護領とするが、その際、間接統治を採用した。間接統治とは、宗主国が直接的に土地や人民を支配するのではなく、現存する王国や伝統的権威者の支配組織を利用して統治を進めることである。ウガンダには王を頂点とする中央集権的な王国が複数存在していたため、イギリスは間接統治の形態をとったほうが、少ない役人の数で効率的に統治できるという利点があった。1900年にイギリス保護領政府とガンダ王国の間で結ばれたウガンダ協定をきっかけに、国内の土地政制度は大きく変化する(吉田1978: 90-91)。ガンダ王国はイギリス保護領政府から8,958平方マイルの土地を受け取り、その土地はマイロランドと呼ばれた。マイロランドは特権階級に分配され、土地の私有化が認められた結果、土地は所有者の意のままに売買可能な財産となった(吉田1978: 91)。これを皮切りに、特権階級の間でガンダ王国内の土地に対する経済的価値が高まった。

特権階級による個人的な土地所有が推し進められた結果、不当な税の徴収や土地からの追い出しといった被害をうける先住の農家が増加し、彼らの生存権を守るためにブスル・エンブジョ法が制定された。法律が制定されたことで、先住の農家は法的に守られる存在となり、地主に対して少額の現金を支払うことで借地権「チバンジャ」を取得できた。イギリス保護領期以前、チバンジャは土地区画を意味

17) K村では、雨季と乾季をあわせて1シーズンとしている。

していたが、イギリス保護領期になると、借地権という意味も含まれるようになった。

1962年、ウガンダが独立したあとも、マイロランドは残り続けた。しかし、アミン大統領による土地改革法令によって、土地は国家に帰属するものと規定された。個人による土地の私有化は認められなかったが、マイロ所有権は土地リース権に変更され、公有地に対しても土地リース権の付与が認められた (Rugadya 1999; Lastarria-Cornhiel 2003; Okuku 2006)。この土地リース権は最長99年の期限付きであったが、旧王領地の使用者たちは法的な裏付けのある土地権利を取得するため、いち早く土地リース権の手続きをとりはじめた。最長99年間の土地リース権は、最長99年間の期限つきであるものの、実質的な土地所有としてみなされている。このことをきっかけに、K村の6割を超える土地には土地リース権が付与された。

ムセベニ政権は1998年土地法を制定し、土地が国民に帰属することを公式に認め、自由土地所有権の確立による土地の私有化と法律にもとづく個人の土地権利の強化をすすめた。1998年土地法ではマイロランドとその所有権の復活を認め、それにもなつてマイロランドに付随するチバンジャ・ホルダーの存在が明記された。地主に対して少額の地代を支払うことで、土地の使用を認められている人びと (チバンジャ・ホルダー) の法的な位置づけが明確となった。現代のウガンダ農村でも、イギリス保護領期に由来するチバンジャの権利は存続している。チバンジャ・ホルダーは5,000ウガンダ・シリングという少額の現金を地主に支払うことで、彼らの生活は保護されている。イギリスによる保護領政策や独立以降の軍事政権、1990年以降の民主化などの影響を受けながら、ウガンダでは取得される土地権利が変容してきた。本稿では、イギリス保護領期以前から現在に至るまでの土地政策の変遷を長期の視点からつぶさに検討してきた。現代のウガンダ農村では、各時代に確立された土地政策が積み重なっていくかたちで残存していることが明らかとなった。

6.2 チバンジャが生み出す世帯間格差

ウガンダ全体の人口増加率は3%と高く (UBOS 2016)、アフリカのなかでも人口増加が顕著な国のひとつである。急激な人口増加によって、1991年から2014年の23年間で、人口密度は2倍に上昇している。人口密度の高まりは1世帯あたりの土地の狭小化を引き起こす。K村のように都市から近い距離に位置する農村には、多額の現金が必要な都市での生活を諦めた人びとが移住している。移住希望者は、それほど都市から遠くない便利な農村である都市近郊農村を選ぶのである。しかし、移住希望者を受け入れることは、土地の狭小化に拍車をかけ、都市近郊農村は深刻な土地不足に陥る。富裕層による大規模な土地での土地権利の取得もあいまって、土地の経済的価値は急激に上昇している。今後、こうした都市近郊農村では、土地不足を発端に、土地をめぐる争いが発生する危険性がある。

土地の経済的価値が上昇し、富裕層による大規模な土地購入が激化するなかで、農村居住者はチバンジャを取得することで生活を維持している。チバンジャは、イギリス保護領期に農家の暮らしを保証するために強化された土地権利である。チバンジャ・ホルダーの存在は1998年の土地法に明記され、彼らの法的な位置づけは明確になった。現代のウガンダ農村でも、チバンジャの権利は残り続け、農家の居住権と耕作権を守る役割を果たしている。土地の狭小化が進む農村では、土地の経済的価値の上昇とともに、チバンジャの取引価格が高騰している。その結果、資金をもたないまま移住した世帯のなかには、チバンジャを購入できない世帯が存在する。現政権による個人の土地権利の強化は、土地に対する経済的な価値を高め、農家のなかでも生産手段となる土地をもてない人びとの出現を引き起こしている。

チバンジャの購入資金をもたない人びと (転借人) は、チバンジャ・ホルダーから畑の一部を転借し

ている。転借人はチバンジャ・ホルダーから高額な転借地代を要求されたり、転借地で栽培できる作物を限定されている。チバンジャ・ホルダーが一方的に契約を打ち切ったり、土地から追い出したりすることもある。1998年土地法では転借人について明記されておらず、土地をめぐる争いが起こったとしても転借人は法的に訴える手段をもたない。チバンジャ・ホルダーは土地面積に関係なく、借地料として低額な金額を支払いさえすれば、地主からの追い出しを防げる（Okuku 2006）。転借人は同じチバンジャ内に暮らしているが、チバンジャ・ホルダーと比較すると、高額な転借地代の請求や作付けできる作物の制限、一方的な土地からの追い出しなどの厳しい条件が存在する。チバンジャをもたない世帯は定住する場所がなく、経済的に困窮し、農村社会において脆弱な立場に立たされている。

イギリス保護領期、先住の農家の生存権を保護するためにつくられた土地権利チバンジャは、後から移住してくる人たちの土地取得を難しくし、現代ウガンダ農村において世帯間の格差を生み出す要因となっている。今後、転借人の不安定な生活や生活レベルの低下が懸念され、また、ウガンダ農村内における深刻な社会・経済的格差の拡大が危惧される。

謝辞

本稿にかかる現地調査は、京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科フィールドワーク・インターンシッププログラム（2013年度）、京都大学博士課程教育リーディングプログラム「グローバル生存学大学院連携プログラム」によって可能となりました。本稿の執筆にあたっては、大山修一先生と二人の査読者の方がたより御助言を賜りました。この場を借りて心より御礼申し上げます。なお本稿の骨子は、日本アフリカ学会第54回学術大会（2017年、於：信州大学）において発表しました。

引用文献

- Amone, C. and C. Lakwo (2014) Customary land ownership and underdevelopment in Northern Uganda. *International Journal of Social Science and Humanities Research* 2(3): 117-125.
- ARKBK (Association of the Representatives of the Kingdom of Bunyoro-Kitara, Worldwide) (n.d.) Bunyoro-Kitara Kingdom, General Information. <http://www.bunyoro-kitara.org/resources/Bunyoro+Kitara+Kingdom%2C+General+Information.pdf> (2017年11月21日参照)
- Asiimwe, W. and P. Nolan (2001) *Land Reform and Sustainable Livelihoods in Kibaale District, Uganda*. Makerere Institute of Social Research.
- Atieno-Odhiambo, E., T. Ouso, and J. Williams (1977) *A History of East Africa*. Longman.
- Boone, C. (2014) *Property and Political Order in Africa: Land Rights and the Structure of Politics*. Cambridge University Press.
- Deininger, K. and R. Castagnini (2006) Incidence and impact of land conflict in Uganda. *Journal of Economic Behavior & Organization* 60(3): 321-345.
- Fortt, J. (1973) Land tenure and the emergence of large scale farming. In A. Richards, F. Sturrock, and J. Fortt, eds., *Subsistence to Commercial Farming in Present-day Buganda*, pp.66-84. Cambridge University Press.
- Green, E. (2006) Ethnicity and the politics of land tenure reform in Central Uganda. *Commonwealth & Comparative Politics* 44(3): 370-388.

- 平田浩司 (1999) 「ブガンダ王国における土地制度」『アフリカ研究』55: 67-79.
- 川口博子 (2015) 「首長の再起と創り出される権力—ウガンダ北部アチョリ社会における土地争いを事例に—」『アジア・アフリカ地域研究』14(2): 182-209.
- 池野旬 (2017) 「第5章 現代タンザニア土地政策の構図—「慣習的」土地権と国土利用計画—」武内進一編『現代アフリカの土地と権力』(研究双書 No.631) pp. 173-200、アジア経済研究所。
- Keller, B. (1996) *Uganda Country Gender Profile*. Sida. http://www.sida.se/contentassets/783b7a8dde1448459b74cbdb16723449/uganda-country-gender-profile_497.pdf (2017年12月5日参照)
- Lastarria-Cornhiel, S. (2003) *Uganda Country Brief: Property Rights and Land Markets*. Land Tenure Center, University of Wisconsin-Madison.
- Mabikke, S. (2011) Escalating land grabbing in post-conflict regions of Northern Uganda: A need for strengthening good land governance in Acholi region. Paper presented at the International Conference on Global Land Grabbing, 6-8 April 2011.
- Maxwell, D.G. (1994) The household logic of urban farming in Kampala. In A.G. Egziabher, D. Lee-Smith, D.G. Maxwell, P.A. Memon, L.J.A. Mougeot, and C.J. Sawio, eds., *Cities Feeding People: An Examination of Urban Agriculture in East Africa*, pp. 47-65. International Development Research Centre.
- Ministry of Lands, Housing and Urban Development (2010) Statistical Abstract Vol.1. <http://mlhud.go.ug/wp-content/uploads/2015/10/2010MLHUDStatAbst.pdf> (2019年7月26日参照)
- Moehler, D. (2006) Participation and support for the constitution in Uganda. *Journal of Modern African Studies* 44(2): 275-308.
- Mukwaya, A.B. (1953) *Land Tenure in Buganda: Present Day Tendencies*. Eagle Press.
- Mutibwa, P. (2016) *A History of Uganda: The First 100 Years 1894-1995*. Fountain Publishers.
- Okuku, J. (2006) The Land Act 1998 and land tenure reform in Uganda. *Africa Development* 31(1): 1-26.
- 大山修一 (2011) 「第5章 ザンビア・ベンバの農村—ザンビアにおける新土地法の制定とベンバ農村の困窮化」掛谷誠・伊谷樹一編『アフリカ地域研究と農村開発』pp. 246-280、京都大学学術出版会。
- 大山修一 (2017) 「第2章 ザンビアの土地政策と慣習地におけるチーフの土地行政」武内進一編『現代アフリカの土地と権力』(研究双書 No.631) pp.71-105、アジア経済研究所。
- Reid, R. (2002) *Political Power in Pre-colonial Buganda: Economy, Society & Warfare in the Nineteenth Century*. Ohio University Press.
- Rugadya, M. (1999) Land reform: The Ugandan experience. Paper presented at Land Use and Villagisation Workshop, 20-21 September 1999.
- 佐川徹 (2015) 「現代アフリカにおける土地をめぐる紛争と伝統的権威—特集にあたって—」『アジア・アフリカ地域研究』14(2): 169-181.
- 武内進一 (2004) 「ルワンダにおける二つの紛争—ジェノサイドはいかに可能となったのか—」『社会科学研究』55(5/6): 101-129.
- 武内進一 (2015) 「序章 アフリカにおける土地と国家—その歴史的概観—」武内進一編『アフリカ土地政策史』(研究双書 No.620) pp.3-29、アジア経済研究所。
- 武内進一 (2017) 「序章 アフリカにおける土地政策の新展開と農村変容」武内進一編『現代アフリカの土地と権力』(研究双書 No.631) pp.3-34、アジア経済研究所。
- Tumwebaze, A. (2016) *Land Transactions in Uganda*. Makerere University.
- UBOS (Uganda Bureau of Statistics) (2016) *National Population and Housing Census 2014*. Uganda Bureau of Statistics.
- 梅屋潔 (2012) 「第6章 大湖地方の王国の盛衰、牧畜民の移動—保護領化以前」吉田昌夫・白石壮一郎編『ウガンダを知るための53章』pp.48-53、明石書店。

- UN-HABITAT (United Nations Human Settlements Programme) (2007) A Guide to Property Law in Uganda.
https://www.academia.edu/2778741/A_guide_to_property_law_in_Uganda (2017年7月13日参照)
- Wabineno-Oryema, L. (2014) Changing face of land tenure in Uganda: Period before 1900 to date. *Journal of Land Administration in Eastern Africa* 2(1): 134-148.
- West, H. (1972) *Land Policy in Buganda*. Cambridge University Press.
- World Bank (2018) Rural population (% of total population). <http://data.worldbank.org/indicator/SP.RUR.TOTL.ZS?locations=UG> (2019年1月13日参照)
- 吉田昌夫 (1978) 『アフリカ現代史Ⅱ 東アフリカ』山川出版社。